

## 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案件名：あきる野市空家等対策計画（案）について

募集期間：令和2年4月15日（水）～令和2年4月30日（木）

意見等提出件数：7件（提出者2名）

あきる野市空家等対策計画（案）に対する意見募集にご意見ありがとうございました。

以下のとおり、ご意見の概要と市の考え方について、ご紹介させていただきます。

項目		意見の概要	市の考え方
1	空き家対策の取組について	本計画が「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「あきる野市総合計画・後期基本計画」「あきる野市 都市計画マスタープラン」の総合的な取り組みとして位置づけられているが、実現する具体策に乏しいように感じる。	空き家対策の取組につきましては、本計画の基本的な方向性にに基づき、効果的に実施してまいりたいと考えております。
2	空き家の発生抑制について	「空家発生を抑制するための特例措置」の相談会の開催、市のホームページや広報による発信、高齢者施設などへの掲示などを行ってはどうか。	空き家の発生抑制につきましては、空き家の発生を予防するため、市のホームページや「広報あきる野」、リーフレットなどを活用し、特例措置を含む様々な情報を広く周知してまいります。 また、高齢者等への積極的な情報提供を行うとともに、効果的な空き家の発生抑制策の調査・研究を進め、空き家問題の解消に努めてまいります。
3	空き家の市場流通について	築年数が浅く、耐震強度の基準をクリアしている建物は、市が貸主と借主を結びつけ、一定の基準を設けて自由に内装をリフォームできる賃貸物件として紹介していったらどうか。また、持ち家を持ちたい人と土地を手放したい人を結びつけ、市場価格より購入しやすい価格で販売し、市民はもちろん市外などからあきる野市に魅力を感じ移住したい人などを募集するなど、積極的に空き家を減らしてゆく計画を立ててみてはどうか。	空き家のマッチングにつきましては、公的機関を活用するなど、不動産市場へ流通が促進するよう取り組んでまいります。

4	空き家の利活用について	<p>景観、アクセスの良さから、あきる野市は移住者を惹きつける存在力が大きいと考えられるが、移住希望者からすると市街化調整区域での賃貸・物件、公的な情報が十分に得られず、移住を実現できない例も多いと推察する。</p> <p>また、市街化調整区域では、高齢化と人口減少が顕著で、農業や伝統行事の継承などで問題が顕在化しており、空き家問題はその一端である。良好な景観や貴重な伝統の維持のため、市街化調整区域の空き家の利活用と移住者の呼び込みをセットで実施してほしい。</p>	<p>市街化調整区域内の空き家につきましては、地域の課題に対応するため、制度の適切な運用とともに地元との合意形成を図り、利活用を進めてまいりたいと考えております。また、移住者の呼び込みにつきましても、不動産市場へ流通が促進するよう取り組んでまいります。</p>
5		<p>空き家を幅広い世代が利用できるコミュニティの場としての利用やボランティア活動への提供又は安い賃貸料での貸し出しなどの制度を設けてみてはどうか。</p>	<p>空き家の公的な利活用につきましては、地域の実情に応じ、地域活性化に関わる課題に対応するため、庁内の関連部署と調整を行った上で、支援制度の整備等を検討してまいります。</p>
6		<p>空き家の実態把握や空き家バンクへの登録推奨にとどまらず、行政が部局を超えて積極的に空き家を利用し、移住を促進する次のようなプログラムを実施する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の利活用を阻む要因の実態調査</li> <li>・どのくらいの人があるような条件で移住を望んでいるかの実態調査</li> <li>・税制上・制度上の優遇措置を検討する</li> <li>・住民と移住希望者との意見交換ワークショップの開催</li> <li>・空き家を利用した農業体験や林業体験などの田舎暮らし体験を開催</li> <li>・これまでの移住者の生活・就業体験談をまとめ、積極的に広報する。</li> </ul>	<p>税制上・制度上の優遇措置などの各施策につきましては、今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。</p> <p>また、本計画を策定する上で実施した空き家所有者等へのアンケート調査を踏まえ、今後、より効果的な対策となるよう、研究を進めてまいります。</p>
7	空き家等への対策について	<p>所有者が空き家の取り壊しを希望する場合は、市の入札工事として発注し、標準単価より低い金額で所有者が実施できるようにし、対応した業種には加点するシステムを設けてはどうか。</p>	<p>空き家の取り壊しにつきましては、原則として、空き家を所有する者が自己の責任において行うべきものと考えておりますので、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な対応の下、自主的な改善を求めてまいります。</p>